

## 鴻巣行田北本環境資源組合ごみ処理施設運営協議会設置要綱

## (設置)

第1条 鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）は、鴻巣市郷地・安養寺地区内のごみ処理施設の円滑な整備及び運営を図るため、ごみ処理施設運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、地元住民と組合が、相互に理解を深め、地域環境の保全、安全・安心の確保並びにごみ処理施設の円滑な整備及び管理・運営を図ることを目的とする。

## (協議事項)

第3条 協議会は、目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 施設の整備及び管理・運営に関すること
- (2) 地域環境の保全及び公害防止対策に関すること
- (3) その他必要な事項

## (委員)

第4条 協議会の委員は、鴻巣市郷地地区及び安養寺地区の自治会から推薦のあった者とする。

## (任期)

第5条 前条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 協議会は会長が招集し、議長は会長が務める。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

## (意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第9条 協議会の庶務は、組合において処理する。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。